

# 第7区

## 浜松市・区選挙管理委員会から「選挙」のお知らせ

### 投票日 2月8日(日)

投票時間は、午前7時から午後8時まで  
(ただし、天竜区は午前7時から午後6時まで)

# 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

### ご案内(お願い)

この広報紙は、  
**衆議院小選挙区選出議員選挙**  
静岡県 **第7区** の区域に配布しています。

万一、小選挙区第7区の区域以外に配布された場合には、  
お手数ですが、お住まいの区選挙管理委員会事務局まで  
ご連絡ください。(連絡先は、下欄をご覧ください。)

### 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区

選挙区	対象区域
静岡県 第7区	(1) 中央区のうち神久呂地区、入野地区、伊佐見地区、和地地区、篠原地区、庄内地区、舞阪地区、雄踏地区及び三方原地区の区域 (2) 浜名区の全区域 (3) 天竜区の全区域



### 選挙(審査)公報は新聞折込みで

【折込みする新聞】(次の7紙・50音順) **お届けします!!!**  
朝日・産経・静岡・中日・日本経済・毎日・読売

【折込み予定日】 **2月4日(水)の朝刊**

7紙の新聞を購読されていない世帯には、郵送でお届けします。  
住所・世帯主名・電話番号を、電話、郵便、FAX、Eメール等にてお住まいの区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。  
なお、選挙(審査)公報は新聞折込みのほかに、行政センター、支所、協働センターなどにも2月5日(木)以降ご用意しています。  
選挙(審査)公報は、県選挙管理委員会ホームページへ掲載される予定です。

### 選挙の情報は「インターネット」で!

浜松市選挙管理委員会では、衆議院議員総選挙についての情報を浜松市公式ホームページに掲載しています。  
投票日当日には投票・開票の状況もお知らせします。  
ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/senkan/2026shugi/top.html>)は次の方法でご覧いただけます。

①インターネットで **浜松市 衆議院議員選挙** と検索する。  
②右の二次元コードを読み込む。



### 投票順序と投票用紙の色

選挙・審査	投票用紙の色	記載方法等
①小選挙区選挙	あざぎ色	候補者の氏名を記載
②比例代表選挙	ピンク色	政党等の名称または略称を記載
③最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色	やめさせたい裁判官に×印を記載 そうでない人には何も書かないください

### 有権者の皆様へのお願い

基本的感染対策として、アルコール手指消毒や来場前後の手洗い及び咳エチケットにご協力ください。  
投票所では、お持ちいただいた鉛筆を使用することができます。

選挙についてのお問い合わせは、お住まいの市・区選挙管理委員会へ

<b>中央区選挙管理委員会</b> TEL 457-2525 FAX 457-2776 〒430-8652 浜松市中央区元蔵町 103-2 Mail:c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp ※期日前・不在者投票のお問い合わせは TEL 457-2133	<b>浜名区選挙管理委員会</b> TEL 585-1141 FAX 587-3127 〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢 3000 Mail:hn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp ※期日前・不在者投票のお問い合わせは TEL 586-6201
<b>天竜区選挙管理委員会</b> TEL 922-0011 FAX 922-0049 〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣 481 Mail:tn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp	<b>浜松市選挙管理委員会</b> TEL 457-2521 FAX 457-2236 〒430-8652 浜松市中央区元蔵町 103-2 Mail:senkan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

### 投票ができる人は

次の①～③の条件をすべて満たし、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

- ①日本国民
- ②平成20年2月9日以前に生まれた人
- ③令和7年10月26日以前から浜松市の住民基本台帳に記録(住民票が作成された日から引き続き3か月以上)がある人

※さらに、最近住所変更をした人は、次のことに注意してください。

### 住所が変わるとどうなるの？

- 市内転居した人は？
  - ①令和8年1月16日までに届出……転居後の投票所で投票できます。
  - ②令和8年1月17日以降に届出……転居前の投票所で投票できます。
- 市外から転入した人は？
  - ①令和7年10月26日までに届出……投票できます。
  - ②令和7年10月27日以降……浜松市では投票できません。
- 市外へ転出した人は？
 

浜松市の選挙人名簿に登録されている人で、新住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間は、浜松市で投票できます。(転出日から4か月を経過すると投票できません。)

### 投票日に投票所へ行けない人は、期日前・不在者投票をしましょう！

- 期日前投票
 

投票日に、次の理由に該当すると見込まれる人は、その見込まれる旨の宣誓書を提出して期日前投票をすることができます。なお、宣誓書は投票所入場整理券の裏面のほか、期日前投票所にあります。

【理由】

  - ①仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある人
  - ②旅行やレジャーなど何らかの用事で投票区の区域外にいる人
  - ③妊娠や病気などの理由で投票日に投票所へ行けない人
  - ④浜松市の選挙人名簿に登録されていて、他の市区町村に住所を移して住んでいる人
  - ⑤天災または悪天候により投票所に到達することが困難な人

【注意事項】

  - ・投票所入場整理券が届いている場合は、お持ちください。
  - ・印鑑は不要です。
- 不在者投票
 

次に該当する人は、滞在地などに投票用紙などを取り寄せ、最寄りの選挙管理委員会や指定施設の管理者のもとで投票することができます。

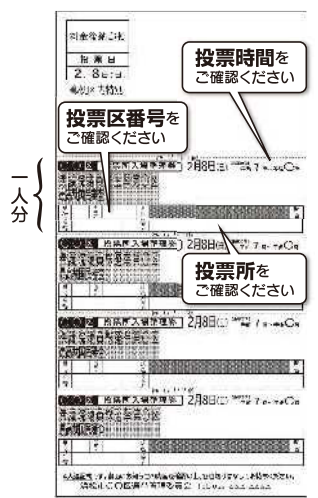
  - ・期日前投票の理由①～⑥に該当し、他の市区町村の選挙管理委員会で投票する人
  - ・指定された病院や老人ホームなどで投票する人(入院・入所している施設にご確認ください。)

### 投票所入場整理券

投票所入場整理券は、投票日の前日までに郵便でお届けします。1枚に4人分までの名前が連記されているハガキとなります。ご自分の名前が記載されている券を切りはなして、投票所へお持ちください。

**投票所入場整理券がなくても大丈夫です！**  
投票所入場整理券が届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

【投票区】欄  
あなたの投票区の番号です。  
【投票所】欄  
あなたが投票日に投票することができる投票所の名称です。



裏面は、期日前投票の宣誓書です。

### 期日前投票宣誓書

※投票日当日に投票される方は記入不要です。  
私は、選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。  
・仕事、学業、冠婚葬祭等・用事又は事故のため、投票区域外への外出、旅行・病気、妊娠等で歩行困難・本市以外の市町村に居住・天災等により投票所への到達が困難  
上記のことについて、真実であることを誓います。

氏名	生年月日	令和 年 月 日 大正 昭和 平成 西暦
住所	浜松市〇〇区	

投票所入場整理券の裏面が期日前投票の宣誓書になっています。宣誓書に必要事項を記入してお持ちいただければ、受付がスムーズになります。

### その他の投票方法

- 代理投票
 

心身の故障等により、ご自分で投票用紙に候補者の氏名等を記載できない人は、係員が代わって記入します。投票所で係員に申し出てください。
- 点字投票
 

目が不自由で、点字ができる人は、点字投票ができます。投票所で係員に申し出てください。
- 郵便等投票
 

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証の交付を受けている人で、一定の条件を満たす人は郵便等による不在者投票ができます。また、上肢または視覚の障がい程度が、身体障害者手帳1級または戦傷病者手帳特別項症から第2項症までに該当する人は、代理記載での投票もできます。(投票用紙の請求期限は2月4日(水)まで)  
郵便等による不在者投票をするためには、郵便等投票証明書が必要です。この証明書の発行には、日数がかかる場合がありますので、お早めにお住まいの区選挙管理委員会まで手帳等を添えて申請してください。

### 期日前投票所一覧

期日前投票は行政区ごとです。お住まいの行政区内の期日前投票所であれば、どこでも投票をすることができます。

※国民審査は2/1から投票開始です。

※7日は混雑が予想されます。

行政区	期日前投票所の場所(所在地)	開設期間							開設時間
		1/28水	2/9木	30金	31土	2/1日	2月	3火	
中央区	浜松市役所 101会議室(中央区元城町103-2)						1/28~2/7		8:30~20:00
	東行政センター 1階市民ホール(中央区流通元町20-3)						1/28~2/7		8:30~20:00
	西行政センター 1階市民ホール(中央区雄踏一丁目31-1)						1/28~2/7		8:30~20:00
	南行政センター 1階市民ホール(中央区江之島町600-1)						1/28~2/7		8:30~20:00
	ザザシティ浜松 中央館5階交流ロビー(中央区鍛冶町100-1)			1/29~2/1					10:00~20:00
	可美協働センター 1階ホール(中央区増楽町1723-1)					1/31~2/2			9:00~20:00
	イオンモール浜松市野 1階イーストコート(中央区天王町1981-3)							2/4・5	10:00~20:00
浜名区	北部協働センター 1階ホール(中央区葵東一丁目15-1)							2/4~2/7	9:00~20:00
	浜名区役所 なゆた・浜北1階市民プラザ(浜名区貴布祿3000)						1/28~2/7		8:30~20:00
	北行政センター 1階多目的室(浜名区細江町気賀305)						1/28~2/7		8:30~20:00
	引佐支所 2階市民協働スペース(浜名区引佐町井伊谷616-5)							2/1~2/7	9:00~20:00
	三ヶ日支所 1階保健指導室(浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1)							2/1~2/7	9:00~20:00
天竜区	新都市市民サービスセンター 1階会議室(浜名区新都田三丁目13-1)							2/1~2/7	9:00~20:00
	プレ葉ウォーク浜北 2階センターコート(浜名区貴布祿1200)						2/2・3		10:00~20:00
	天竜区役所 1階市民ホール(天竜区二俣町二俣481)						1/28~2/7		8:30~20:00
	春野支所 1階防災対策室(天竜区春野町宮川1467-2)						1/31~2/7		9:00~20:00
	佐久間支所 2階会議室(天竜区佐久間町中部18-11)						1/31~2/7		9:00~20:00
水窪支所 1階会議室A(天竜区水窪町奥領家2980-1)						1/31~2/7		9:00~20:00	

**投票日** 2月8日(日)

投票時間は、午前7時から午後8時まで

# 衆議院議員総選挙

## 最高裁判所裁判官国民審査

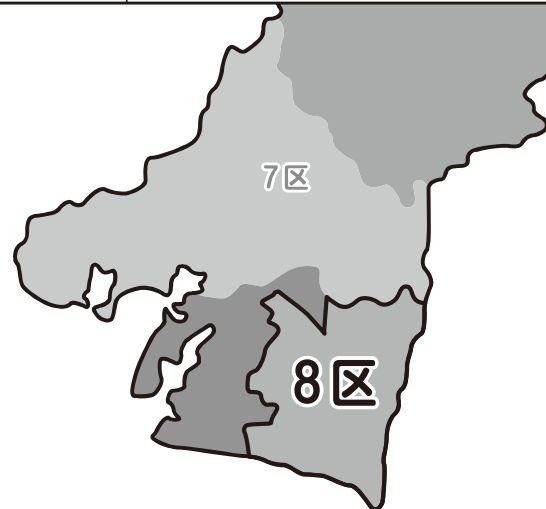
### ご案内(お願い)

この広報紙は、  
**衆議院小選挙区選出議員選挙**  
静岡県 **第8区** の区域に配布しています。

万一、小選挙区第8区の区域以外に配布された場合には、  
お手数ですが、お住まいの区選挙管理委員会事務局まで  
ご連絡ください。(連絡先は、下欄をご覧ください。)

### 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区

選挙区	対象区域
静岡県 第8区	中央区のうち神久呂地区、入野地区、 伊佐見地区、和地地区、篠原地区、 庄内地区、舞阪地区、雄踏地区及び 三方原地区を <u>除いた区域</u>



### 選挙(審査)公報は新聞折込みで

【折込みする新聞】(次の7紙・50音順) **お届けします!!!**  
朝日・産経・静岡・中日・日本経済・毎日・読売

【折込み予定日】 **2月4日(水)の朝刊**

7紙の新聞を購読されていない世帯には、郵送でお届けします。  
住所・世帯主名・電話番号を、電話、郵便、FAX、Eメール等にてお住まいの区選挙  
管理委員会事務局までご連絡ください。  
なお、選挙(審査)公報は新聞折込みのほかに、行政センター、支所、協働センター  
などにも2月5日(木)以降ご用意しています。  
選挙(審査)公報は、県選挙管理委員会ホームページへ掲載される予定です。

### 選挙の情報は「インターネット」で!

浜松市選挙管理委員会では、衆議院議員総選挙についての情報を浜松市公式ホ  
ムページに掲載しています。

投票日当日には投票・開票の状況もお知らせします。

ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/senkan/2026shugi/top.html>)は  
次の方法でご覧いただけます。

①インターネットで **浜松市 衆議院議員選挙**

と検索する。

②右の二次元コードを読み込む。



ホームページ

### 投票順序と投票用紙の色

投票所では、受付した後、投票用紙を受け取り、次の順  
で投票してください。  
※②、③の投票用紙は、①の投票後に同時交付します。

選挙・審査	投票用紙の色	記載方法等
①小選挙区選挙	あざぎ色	候補者の氏名を記載
②比例代表選挙	ピンク色	政党等の名称または略称を記載
③最高裁判所裁判官 国民審査	うぐいす色	やめさせたい裁判官に×印を記載 そうでない人には何も書かないください

### 有権者の皆様 へのお願い

基本的感染対策として、アルコール手指消毒や来場前後の手洗い  
及び咳エチケットにご協力ください。  
投票所では、お持ちいただいた鉛筆を使用することができます。

選挙について  
の  
お問い合わせは、  
お住まいの市・区  
選挙管理委員会へ

**中央区選挙管理委員会** TEL 457-2525 FAX 457-2776  
〒430-8652 浜松市中央区元蔵町 103-2 Mail:c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp  
※期日前・不在者投票のお問い合わせは TEL 457-2133

**天竜区選挙管理委員会** TEL 922-0011 FAX 922-0049  
〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣 481 Mail:tn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

**浜名区選挙管理委員会** TEL 585-1141 FAX 587-3127  
〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢 3000 Mail:hn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp  
※期日前・不在者投票のお問い合わせは TEL 586-6201

**浜松市選挙管理委員会** TEL 457-2521 FAX 457-2236  
〒430-8652 浜松市中央区元蔵町 103-2 Mail:senkan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

### 投票ができる人は

次の①～③の条件をすべて満たし、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

- ①日本国民
- ②平成20年2月9日以前に生まれた人
- ③令和7年10月26日以前から浜松市の住民基本台帳に記録(住民票が作成された日から引き続き3か月以上)がある人

※さらに、最近住所変更をした人は、次のことに注意してください。

### 住所が変わるとどうなるの？

- 市内転居した人は？
  - ①令和8年1月16日までに届出……転居後の投票所で投票できます。
  - ②令和8年1月17日以降に届出……転居前の投票所で投票できます。
- 市外から転入した人は？
  - ①令和7年10月26日までに届出……投票できます。
  - ②令和7年10月27日以降……浜松市では投票できません。
- 市外へ転出した人は？
 

浜松市の選挙人名簿に登録されている人で、新住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間は、浜松市で投票できます。(転出日から4か月を経過すると投票できません。)

### 投票日に投票所へ行けない人は、期日前・不在者投票をしましょう！

- 期日前投票
 

投票日に、次の理由に該当すると見込まれる人は、その見込まれる旨の宣誓書を提出して期日前投票をすることができます。なお、宣誓書は投票所入場整理券の裏面のほか、期日前投票所にあります。

【理由】

  - ①仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある人
  - ②旅行やレジャーなど何らかの用事で投票区の区域外にいる人
  - ③妊娠や病気などの理由で投票日に投票所へ行けない人
  - ④浜松市の選挙人名簿に登録されていて、他の市区町村に住所を移して住んでいる人
  - ⑤天災または悪天候により投票所に到達することが困難な人

【注意事項】

  - ・投票所入場整理券が届いている場合は、お持ちください。
  - ・印鑑は不要です。
- 不在者投票
 

次に該当する人は、滞在地などに投票用紙などを取り寄せ、最寄りの選挙管理委員会や指定施設の管理者のもとで投票することができます。

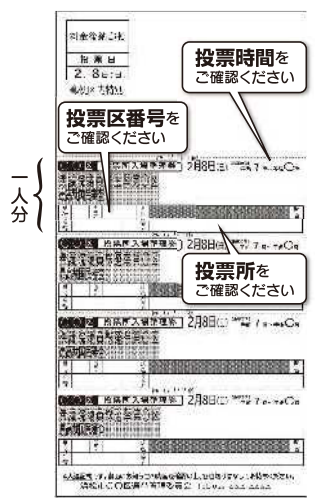
  - ・期日前投票の理由①～⑥に該当し、他の市区町村の選挙管理委員会で投票する人
  - ・指定された病院や老人ホームなどで投票する人(入院・入所している施設にご確認ください。)

### 投票所入場整理券

投票所入場整理券は、投票日の前日までに郵便でお届けします。1枚に4人分までの名前が連記されているハガキとなります。ご自分の名前が記載されている券を切りはなして、投票所へお持ちください。

**投票所入場整理券がなくても大丈夫です！**  
投票所入場整理券が届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

【投票区】欄  
あなたの投票区の番号です。  
【投票所】欄  
あなたが投票日に投票することができる投票所の名称です。



裏面は、期日前投票の宣誓書です。

### 期日前投票宣誓書

※投票日当日に投票される方は記入不要です。  
私は、選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。  
・仕事、学業、冠婚葬祭等・用事又は事故のため、投票区域外への外出、旅行・病気、妊娠等で歩行困難・本市以外の市町村に居住・天災等により投票所への到達が困難  
上記のことについて、真実であることを誓います。

氏名	生年月日	令和 年 月 日 大正 昭和 平成 西暦
住所	浜松市〇〇区	

投票所入場整理券の裏面が期日前投票の宣誓書になっています。宣誓書に必要事項を記入してお持ちいただければ、受付がスムーズになります。

### その他の投票方法

- 代理投票
 

心身の故障等により、ご自分で投票用紙に候補者の氏名等を記載できない人は、係員が代わって記入します。投票所で係員に申し出てください。
- 点字投票
 

目が不自由で、点字ができる人は、点字投票ができます。投票所で係員に申し出てください。
- 郵便等投票
 

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証の交付を受けている人で、一定の条件を満たす人は郵便等による不在者投票ができます。また、上肢または視覚の障がい程度が、身体障害者手帳1級または戦傷病者手帳特別項症から第2項症までに該当する人は、代理記載での投票もできます。(投票用紙の請求期限は2月4日(水)まで)  
郵便等による不在者投票をするためには、郵便等投票証明書が必要です。この証明書の発行には、日数がかかる場合がありますので、お早めにお住まいの区選挙管理委員会まで手帳等を添えて申請してください。

### 期日前投票所一覧

期日前投票は行政区ごとです。お住まいの行政区内の期日前投票所であれば、どこでも投票をすることができます。

※国民審査は2/1から投票開始です。

※7日は混雑が予想されます。

行政区	期日前投票所の場所(所在地)	開設期間							開設時間
		1/28(水)	2/9(木)	30(金)	31(土)	2/1(日)	2月 2月	3火	
中央区	浜松市役所 101会議室(中央区元城町103-2)						1/28~2/7		8:30~20:00
	東行政センター 1階市民ホール(中央区流通元町20-3)						1/28~2/7		8:30~20:00
	西行政センター 1階市民ホール(中央区雄踏一丁目31-1)						1/28~2/7		8:30~20:00
	南行政センター 1階市民ホール(中央区江之島町600-1)						1/28~2/7		8:30~20:00
	ザザシティ浜松 中央館5階交流ロビー(中央区鍛冶町100-1)		1/29~2/1						10:00~20:00
	可美協働センター 1階ホール(中央区増楽町1723-1)					1/31~2/2			9:00~20:00
	イオンモール浜松市野 1階イーストコート(中央区天王町1981-3)							2/4・5	10:00~20:00
浜名区	北部協働センター 1階ホール(中央区葵東一丁目15-1)							2/4~2/7	9:00~20:00
	浜名区役所 なゆた・浜北1階市民プラザ(浜名区貴布祿3000)						1/28~2/7		8:30~20:00
	北行政センター 1階多目的室(浜名区細江町気賀305)						1/28~2/7		8:30~20:00
	引佐支所 2階市民協働スペース(浜名区引佐町井伊谷616-5)							2/1~2/7	9:00~20:00
	三ヶ日支所 1階保健指導室(浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1)							2/1~2/7	9:00~20:00
天竜区	新都市市民サービスセンター 1階会議室(浜名区新都市三丁目13-1)							2/1~2/7	9:00~20:00
	プレ葉ウォーク浜北 2階センターコート(浜名区貴布祿1200)						2/2・3		10:00~20:00
	天竜区役所 1階市民ホール(天竜区二俣町二俣481)						1/28~2/7		8:30~20:00
	春野支所 1階防災対策室(天竜区春野町宮川1467-2)						1/31~2/7		9:00~20:00
	佐久間支所 2階会議室(天竜区佐久間町中部18-11)						1/31~2/7		9:00~20:00
水窪支所 1階会議室A(天竜区水窪町奥領家2980-1)						1/31~2/7		9:00~20:00	